

鳥取県立鳥取産業体育館年間施設利用調整会の開催及び新規参加希望について

令和6年度の大会及びイベントの予定を決める施設利用調整会を令和6年2月10日(土)に行いません。(施設利用調整会とは令和6年度の各施設の利用を決める会です。)

鳥取県立鳥取産業体育館で大会やイベント、利用希望がある方は、利用日時、大会名、利用施設、利用責任者、連絡先、利用集客、駐車台数等を別紙申込書に記入し鳥取産業体育館まで提出してください。(郵送、FAX、メール可)
書類審査後、調整会の参加の可否を連絡します。

(注意事項)

* (公財) 鳥取県スポーツ協会加盟団体及び過去2年間当施設を利用されている各団体には、今までどおり書類を送付致します。

* 申請をした日時が必ず取れるわけではありません。

* 締め切りは令和5年12月15日までとします。

* 地震等の災害及び新型コロナウイルス感染拡大により、県の判断により施設を休館にする場合があります。その場合は、予約していた大会、イベント等の利用を中止させていただきますことを予めご了承ください。

* 令和6年10月1日から令和7年2月28日まで大体育館LED取替工事が予定されています。工事予定期間内の申請はしないようにしてください。

利用希望日が重なった場合の利用調整の優先順位は以下のとおりです。

- ①国、県関係が主催する大会及び展示会・イベント等
- ②国際大会規模またはこれに準ずる大会及び展示会・イベント等
- ③全国大会規模またはこれに準ずる大会及び展示会・イベント等
- ④中国大会規模またはこれに準ずる大会及び展示会・イベント等
- ⑤県大会規模またはこれに準ずる大会及び展示会・イベント等
- ⑥東部地区大会規模またはこれに準ずる大会及び展示会・イベント等

その他

- ・同レベルの大会で選手権大会と任意の大会(交流、交歓等)では選手権を優先する。
- ・同等規模の大会が重なった場合は、協議又は抽選とする。
- ・体育スポーツ活動と展示会・イベント等が競合した場合は、内容、利用の頻度、大会規模などを判断し、原則、展示会・イベント等を優先する。
- ・大会等の規模、大会内容によっては、下位の大会及びイベントであっても施設管理側の判断で施設利用を決定することができる。

問合先 〒680-0847

鳥取市天神町50番地2 鳥取産業体育館

担当 小村(おむら)

(TEL・FAX 0857-24-2815)

(メールアドレス omura-h@sports-tottori.com)